

(8) 低開発地域工業開発地区に係る特別土地保有税の非課税措置の延長
(特別土地保有税)

内 容

低開発地域工業開発地区における工場用建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、取得価額要件を引き上げた上で（ 2 , 9 0 0 万円超 3 , 2 0 0 万円超）、適用期限を 2 年間延長する（平成 1 6 年 3 月 3 1 日まで）。